

### **< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >**

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

## **共 JIS 認証契約を解除した後の JIS マーク表示在庫品の取扱について**

2008 年 1 月 10 日

2009 年 10 月 22 日改訂

JIS 登録認証機関協議会

### **設 問**

認証取得者側の理由で、JIS 認証契約を解除したいが、解除した日までに JIS マーク等の表示を付していた在庫品は、解除日以降も市場出荷してもよいか。

### **解 釈**

如何なる事情・理由であれ、認証契約解除日以降に、JIS マーク等を表示した鉦工業品等を市場出荷することはできない。認証取得者が契約解除を申請する場合は、在庫処理を考慮して解除申請する日を決めることが肝要。

なお、登録認証機関を A 機関から B 機関に変更する場合にあっても、A 機関との認証契約が終了した日以降に、A 機関の JIS マーク等表示製品を出荷することはできない。A 機関の JIS マーク等表示在庫品を処分するために A 機関と B 機関の両方の認証を受けていても問題はない。

以 上